平成27年12月



1 復	—————————————————————————————————————		
(1)	機械等に係る特別償却等の特例措置の延長及び要件の緩和		1
(2)	被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の延長		2
(3)	新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)の延長及び要件の緩和	• • •	3
(4)	開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の延長	• • •	4
(5)	地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の延長	• • •	5
2. イン	シフラ整備等関係		
(1)	防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許 税の免税措置の創設		6
(2)	防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事 業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除(5,000万円)の延長		7
(3)	特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除 (2,000万円)の延長		8
(4)	特定の資産(被災区域の土地等)の買換え等の譲渡所得に係る特例措置の延長	•••	9
3.被	災代替資産関係		
(1)	被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長		10
(2)	被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長	• • •	11
(3)	被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長	•••	12
4. 東	日本大震災事業者再生支援機構関係		
(1)	機構の事業税の資本割の特例措置の延長		13
(2)	「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長	•••	14

復興特区関係:機械等に係る特別償却等の特例措置の延長及び要件の緩和



概要

○ 機械等に係る特別償却等の特例措置の適用期限を5年延長し、平成33年3月31日まで とする。また、建築物整備事業が満たすべき要件を緩和する。

特例の内容

○ 平成33年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は 法人(注)が復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等 について、特別償却等又は税額控除ができる。

(注)東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀などされ、又は生産活動の基盤に著し、被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業 等を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

①特別償却・税額控除の率(特別償却と税額控除は選択適用)

	特別	償却	税額控除	
	H28.4.1~ H31.3.31	H31.4.1~ H33.3.31	H28.4.1~ H31.3.31	H31.4.1~ H33.3.31
機械・装置 ※1	50%	34%	15%	10%
建物・構築物	25%	17%	8%	6%

※1 福島県: H28.4.1~H33.3.31即時償却、税額控除15%

※2 福島県:H28.4.1~H33.3.31特別償却25%、税額控除8%

②建築物整備事業の対象資産要件

現行の要件	新たに追加する要件
○耐火建築物であること、かつ、 次のいずれかを満たすこと ・延べ面積 1500㎡以上 ・地上階数3以上・屋上広場 ・公共施設用土地面積割合 100分の30以上 ・利便増進施設の整備費用額 5000万円以上	○「まちなか再生計画」に位置付けられた賃貸用建築物であること (非耐火建築物であっても可)、かつ、次のいずれかを満たすこと・延べ面積 750㎡以上・公共施設用土地面積割合100分の30以上・利便増進施設の整備費用額2500万円以上

※本措置く法37条>、被災者雇用の特別控除く法38条>新規立地促進税制く法人のみ、法40条>はいずれかの選択適用。

復興特区関係:被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の延長



被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の適用期限を5年延長し、平成 33年3月31日までとする。

特例の内容

○ 平成33年3月31日までに指定を受けた個人事業者又は法人(注1)が、指定を受けた日か ら5年の間の復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等(注2)に対する給与等 支給額の10%又は7%(※)を税額の20%を限度として控除できる。

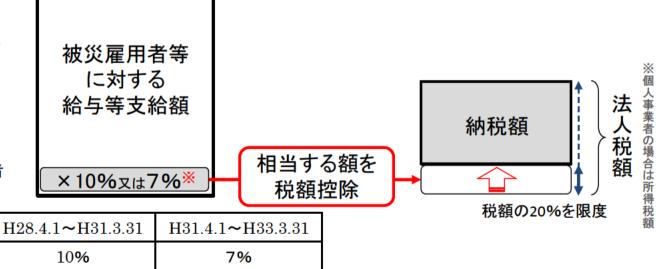
(注1) 東日本大震災により多数の被 災者が離職を余儀なされ、又は生産活動の基盤に著し、被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与す る事業を行う者として指定を受けた個

(注2) 雇用されている被災者。被災者 は次のいずれか。

- ①平成23年3月11日時点で特定被災
- 区域内の事業所で勤務していた者 ②平成23年3月11日時点で特定被災 区域内に居住していた者

×

控除率



福島県:H28.4.1~H33.3.31 10%

※ 本措置く法38条>、新規立地促進税制く法人のみ、法40条>、機械等に係る特別償却等く法37条>はいずれかの選択適用。

復興特区関係:新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)の延長及び要件の緩和

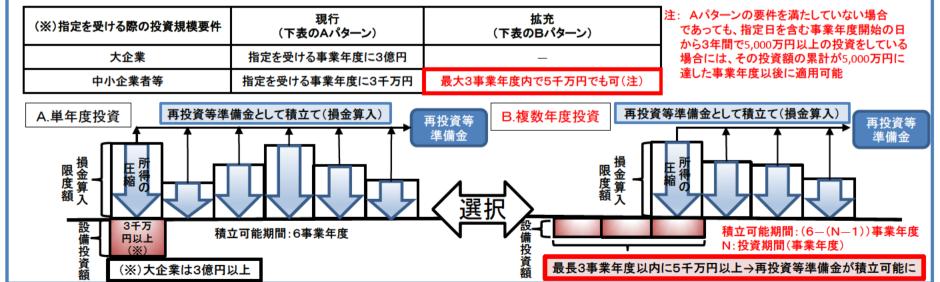
Reconstruction Agency

概要

〇 新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)の<u>適用期限を5年延長し、平成33</u> <u>年3月31日まで</u>とする。また、<u>指定を受ける際の投資規模要件を緩和</u>する。

特例の内容

- 平成33年3月31日までの間に指定_(※)を受けた特定復興産業集積区域内に本店を有する法人(復興推進計画認定日以降に設立)が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる。
- 特定復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高 を限度に特別償却(即時償却)できる。



復興特区関係:開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の延長

概要

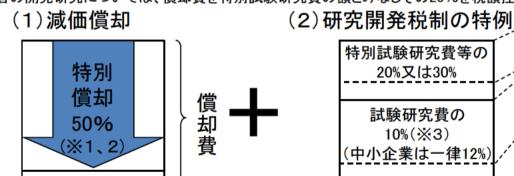
○ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の適用期限を5年延長し、平成33年3月31日 までとする。

特例の内容

(1) 平成33年3月31日までの間に復興産業集積区域において、指定を受けた個人事業者又は法人 (注1)が取得等した開発研究用資産について、普通償却限度額に加え、取得価額の50%(平成31年

4月1日から平成33年3月31日までは34%)まで特別償却ができる(注2)。

- (2) (1)の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除も可能(注3)。
- (注1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与 する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。
- (注2) 福島県においては即時償却ができる。
- (注3) 現行の研究開発税制は、試験研究費割合に応じ、償却費の8~10%(中小企業者等は12%)を税額控除(法人税額の25%を上限)。さらに、 大学等との共同研究等の特別試験研究費がある場合、当該研究に係る償却費の30%又は20%を税額控除(法人税額の5%を上限)。指定事 業者の開発研究については、償却費を特別試験研究費の額とみなしその20%を税額控除(法人税額の5%を上限)することが可能。



平成31年4月1日から平成33年3月31日までは34%

普通償却

福島県においては即時償却 試験研究費の割合が1割未満の場合は、その割合に応じ8%まで割落とし

人事業者の場合は所得税額 法人税額

5%を限度として 税額控除

25%を限度として

納税額

税額控除

復興特区関係:地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の延長



概要

○ 寄付金控除の特例措置の<u>適用期限を5年間延長し、平成33年3月31日まで</u>とする。

特例の内容

- 〇 地域の課題の解決のための事業_(※)を行う株式会社により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税において寄附金控除を行う。
 - ・控除額:取得金額1,000万円、又は総所得金額等の40%に相当する金額のいずれ か少ない金額から2,000円を差し引いた金額
 - ・会社指定の期限:平成33年3月31日まで
 - ・適用期間:会社指定の日から5年間
 - (※)対象事業
 - 〇農林水産業の振興

地域で生産された農林水産物の利用の促進、農林水産業の担い手の育成及び確保等に関する事業

〇社会福祉の増進・保健医療の向上

地域における子育ての支援、地域住民の健康の保持増進等に関する事業

○環境保全の向上

資源の有効活用の促進、廃棄物の適正な処理の確保等に関する事業

〇地域住民の生活の利便性向上

日常生活・社会生活における交通手段の確保、地域住民の需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供等に関する事業

〇その他

地域の観光資源の活用の促進、地域の固有の歴史・文化の保存等に関する事業

インフラ整備等関係:防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の 登録免許税の免税措置の創設



概要

〇 復興整備事業が実施される一定の区域内の土地所有者が、平成28年4月1日から平成 33年3月31日までの間に当該区域外の土地の所有権を交換により取得した場合における 所有権移転登記に対する**登録免許税を免税とする措置**を講ずる。(新規)

特例の内容

○ 防災集団移転促進事業により取得した土地を利用して復興整備事業を行うため、事業 区域内の民有地と区域外の公有地の交換を平成28年4月1日から平成33年3月31日まで の間に行った場合に、民有地所有者に課税される所有権移転登記に対する登録免許税を 免税とする。

現時点で想定される特例適用スキーム

復興整備計画の策定及び届出対象区域の指定

- 〇被災市町村は、東日本大震災復興特別区域法46条1項に規定する復興整備計画を作成
 - ・同法46条2項4号カの復興整備事業として、移転促進区域内の土地(移転元地)を利用する事業を記載
- 〇被災市町村は、復興整備事業の実施区域を同法64条1項に規定する届出対象区域に指定

土地の交換の実施



○復興整備計画に基づく復興整備事業の用に供するため、公有地との交換で民有地※を取得 ※民有地は、建築基準法39条1項に規定する災害危険区域内の土地であること

税制特例の適用



- 〇上記交換により公有地を取得した者について、土地の所有権の移転登記を免税
- ※登記申請書に、上記交換である旨を証明する市町村長の書類を添付

インフラ整備等関係:防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に 準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除(5,000万円)の延長

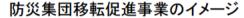


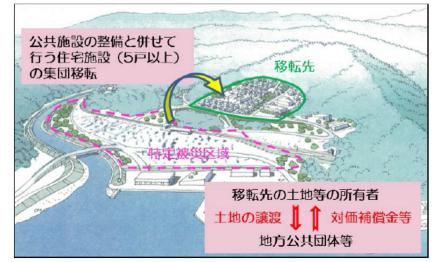
概要

○ 防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に 準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る5,000万円特別控除の特例措置の 適用期限を3年延長し、平成31年3月31日までとする。

特例の内容

- 〇東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域内において、都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業(※1)のために買い取られる旨の証明(※2)を受けた土地及び土地の上に存する資産を事業施行者(地方公共団体等)へ譲渡した場合には、譲渡所得の5,000万円を特別控除できる。
- (※1)防災集団移転促進事業と併せて行う事業に限り適用
- (※2)本特例措置を受けるためには、平成31年3月31日まで に、市町村事業については道県知事の証明が、道県 事業にあっては国土交通大臣の証明が必要。





インフラ整備等関係:特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の 特別控除 (2,000万円) の延長



復 興 庁 Reconstruction Agency

概要

○ 特定住宅被災市町村※の区域内にある土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例措置の適用期限を5年延長し、平成33年3月31日までとする。

特例の内容

- 東日本大震災からの復興のための事業の用に供するため、個人等の有する土地等で特定住宅被災市町村※の区域内にあるものを、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に平成33年3月31日までの間に買い取られる場合には、譲渡所得の2,000万円を特別控除できる。
- ※東日本大震災により被災市街地復興特別措置法第21条に規定する<u>住宅被災市町村</u>となった市町村をいう(下記参考を参照)。 なお、住宅被災市町村とは、以下の①又は②、かつ③の基準を満たす市町村をいう。
 - ① 滅失住宅の戸数が100戸以上
 - ② 滅失住宅の戸数の割合が、当該市町村の住宅戸数の1割以上
 - ③ 当該市町村の区域を包括する都道府県及び当該都道府県に隣接する都道府県の区域内における滅失住宅の戸数が4,000戸以上(当該市町村の区域内における滅失住宅戸数が200戸以上である場合は2,000戸、当該市町村の区域内における滅失住宅戸数が400戸以上又はその区域内にある住宅戸数の2割以上である場合は1,200戸以上)

「参考」 東日本大震災に係る被災市街地復興特別措置法第21条に規定する特定住宅被災市町村

【青森県】八戸市

【岩手県】宮古市、大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村

【宮城県】仙台市、石巻市、塩竃市、気仙沼市、白石市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、亘理町、 山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町

【福島県】福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、鏡石町、矢吹町、広野町、楢葉町、 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町

【茨城県】水戸市、日立市、常磐太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、神栖市、行方市、鉾田市

【千葉県】旭市、我孫子市、浦安市、香取市

※平成27年4月3日現在 計67市町村

平成28年度税制改正の概要 インフラ整備等関係:特定の資産(被災区域の土地等)の胃換え等の譲渡所得に係る特例措置の延長



Reconstruction Agency

概要

- 特定の資産(被災区域(※1)の土地等)の買換え等の譲渡所得に係る特例措置の適用期限 を5年延長し、平成33年3月31日までとする。
- (※1)東日本大震災により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。)をした建物又は構築物の敷地及び当該建物 又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域

特例の内容

期間内に資産の譲渡をして、その譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日か ら1年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をした資産に係る譲渡益の額に相当する 金額の範囲内で圧縮記帳(課税繰延割合100%)ができる。 讓渡資産 買換資産

○ 平成33年3月31日までの期間に、以下の①、②の買換えを行った場合には、その買換えに係る対象

被災区域である土地等 (1) 被災区域(※1)である土地等 被災区域ではない土地等の場合、特定被災区域内(※2,3)の土地等 [H28税制改正] 被災区域である土地等以外の土地等 被災区域である土地等

※ 特別勘定を設けた場合及び本制度の対象となる資産を交換した場合についても、同様の措置を講じる。



(※2)東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの 区域である227市町村

(※3)買換先が特定被災区域であることを証明する書類の添付が必要



概要

〇 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の<u>適用期限を3年延長し、平成31年3月</u> 31日までとする。

特例の内容

- 〇 平成31年3月31日までの間に、以下の①、②の場合、その取得価額の一定割合の特別 償却ができる。
 - ① 東日本大震災により滅失し、又は損壊した一定の建物、構築物、機械及び装置等に代わるもので、 その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業 の用に供した場合
 - ② 建物若しくは構築物又は機械及び装置で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、これらの資産を事業の用に供した場合
- 〇 対象の資産及び特別償却率は、下表のとおり。

被災代替資産等の種類	特別償却率	
版火1(省員座寺の種類	中小企業者等(※3)	その他法人
機械及び装置、船舶(※1)、車両運搬具(※2)	24%	20%
建物又は構築物(増築部分含む)	12%	10%

- (※1)非自航作業船を除く
- (※2)鉄道車両、小型二輪、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車を除く
- (※3)中小企業者または農業協同組合等

被災代替資産関係:被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長

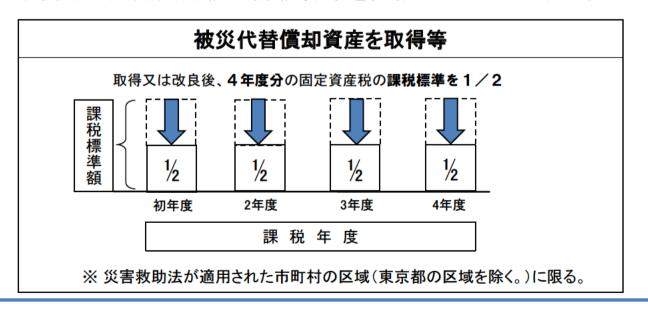


概要

〇 被災代替償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の<u>適用期限を3年延長し、</u> 平成31年3月31日までとする。

特例の内容

〇 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産(被災償却資産)の所有者等が当該被災償却資産に代わる償却資産(被災代替償却資産)を平成31年3月31日までの間に、一定の被災地域内(災害救助法が適用された市町村の区域)において取得又は改良した場合には、その後4年度分の固定資産税の課税標準を価格の2分の1とする。



被災代替資産関係:被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長



改要

- 〇 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例の<u>適用期限を3年延長し、平成31年</u> 3月31日まで_(※)とする。
 - (※) 自動車重量税については、平成31年4月30日まで

特例の内容

○ 東日本大震災により滅失等した被災自動車等の所有者が代替自動車等を取得した場合、当該自動車等に係る車体課税について下記の特例措置を講じる。

税目		特例の対象	措置内容
自動車重量税	国税	平成31年4月30日までの間の最初の車検時	免除
自動車取得税	都道府県税	平成29年3月31日までの間に取得	非課税
自動車税	H-22/17 / 1/20	平成31年3月31日までに取得した代替自動	-1F == ∓X
軽自動車税	市町村税	車等の取得初年度分及び翌年度分(環境性 能割(仮称)含む)	非課税

東日本大震災事業者再生支援機構関係:機構の事業税の資本割の特例措置の延長



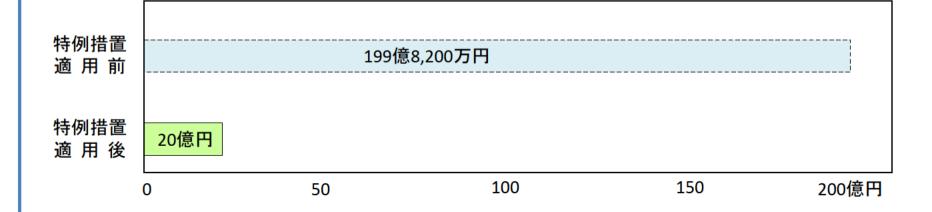
概要

〇 東日本大震災事業者再生支援機構の事業税の資本割の特例措置の<u>適用期限を5年</u> 延長し、平成33年3月31日までとする。

特例の内容

〇 東日本大震災事業者再生支援機構の法人事業税の資本割の課税標準となる「資本金等の額」を、平成33年3月31日までの間、本来の約200億円から20億円とする特例を措置する。

○資本割の課税標準



成28年度税制以上の概要 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る東日本大震災事業者再生支援機構関係:「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る

譲渡所得の非課税措置の延長



概要

〇 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の経営者の私財提供に係る譲渡 所得の非課税措置の<u>適用期限を3年延長し、平成31年3月31日まで</u>とする。

特例の内容

- 〇 中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業(注1)の保証人となっている経営者が、 「合理的な再生計画」(注2)に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、平成31年3月31日までの間、譲渡益を非課税とする。
- (注1) 金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済につき、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に 関する法律の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に条件の変更が行われた内国法人。
- (注2) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会、東日本大震災事業者再生支援機構等の)準則に則り作成された計画を言う。

〇再生企業に対して私財提供

